

平成26年9月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成26年9月11日(木)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員24名 (欠席者)畑委員
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成26年度第7回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様、こんにちは。 秋の農作業も天候が定まり忙しくなっていると思います。8月は日照時間が短く稲の刈取りがだいぶ遅れていることと思います。例年、この時期には半分くらい稲刈りがすすんでいると思いますが、今年はまだ1割くらいと大変遅れています。米の価格も昨年より1,400円下がっており、来年の稲の作付けに影響があるのではないかと心配しております。 8月の農地パトロールではみなさんにお世話になったわけですが、耕作者が少なくなって耕作放棄地がこれ以上増えないように協力をお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、3番 影山委員・4番 木村委員にお願いします。
4 報告事項 車議長 勝部委員	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。 平成26年産米の概算金が決めたのでお伝えしたいと思います。会長も言われたとおり大変下落しております。1等米コンヒカリ30kg4,600円、昨年は6,000円で1,400円の値下がり。平成24年は7,000円でしたのでだんだん下がってきております。2等米30kg4,200円、昨年は5,400円、平成24年は6,500円でした。ひとめぼれ1等4,500円、2等3,800円。きぬむすめ1等4,200円、2等3,800円となっております。 在庫が過去最高水準になっており、大幅な過剰供給が見込まれるということで値段が下がっております。 県では日本晴を飼料用米としていますが、もっと収量の多い品種にしたほうが良いのではないかと話があります。鶏や豚だけではなく和牛などにも供給できるように検討しているようです。 以上、報告終わります。
車議長	他に報告事項ありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事 車議長	議事に入ります。
車議長	【報告第14号 久古・口別所地区の地籍調査に伴う地目の変更について】 事務局より説明をお願いします。
事務局	久古・口別所地区の地籍調査が行われており、地籍調査の結果に伴う地目変更について農業委員会に照会がありました。調査範囲は別紙の位置図を参考にさせていただき、地目変更対象地については一覧表をご覧ください。
車議長	地元委員の亀山委員に説明をお願いします。
亀山委員	地籍調査室から地目変更の確認について連絡があり、確認してきました。確認した結果、特に問題はありませんでしたので報告します。
車議長	この件について、意見等ありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
車議長	【議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】 事務局より説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の岡委員に説明をお願いします。
岡委員	特に問題ないと思いますので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

	【議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の影山委員に説明をお願いします。
影山委員	9月8日に妹尾委員と現地確認を行いました。 当該地は譲渡人がずっと耕作をされてきましたが、周囲が住宅のため農薬の使用について苦情があり、ずっと相談されていました。 転用についても事務局といろいろと協議をした結果、転用可能との判断になり、周囲に農地もなく問題ないと思われれますので承認をお願いします。
車議長	妹尾委員、補足説明をお願いします。
妹尾委員	先ほど影山委員から説明があったとおり、周囲は住宅に囲まれており、周辺に農地はなく、問題はないと思われれますので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
仲田委員	事務局との協議とは、どういういきさつで転用の話になったのか。
影山委員	当初、宅地分譲地ということで相談があったが、分譲地では転用が認められず、建売分譲なら可能ということで、業者と事務局で協議を重ね、建売分譲ということで転用が可能になったといういきさつがありました。
車議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第23号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。
車議長	地元委員の井澤委員に説明をお願いします。
井澤委員	8月23日に有木委員と現地確認を行いました。 申請地は日野川と国道に挟まれた土地であり、住宅が並んで建っており、周囲に農地はありません。昭和59年ごろに宅地としましたが、当該地が親戚の方の土地であったため登記などを行っていませんでした。地籍調査により今回変わったもので整理するため申請されたものです。
車議長	有木委員の補足説明をお願いします。
有木委員	先ほどの説明のとおり、すでに宅地となっており農地として復元、利用することは難しいので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第24号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全4件の計画であり、田は3年以上6年未満が9,594㎡で計9,594㎡、畑は10年以上が1,495㎡で計1,495㎡。合計は11,089㎡でございます。 新規契約1件であり、使用貸借権が4件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
影山委員	利用権の設定を受けている者が、他の人に農地を貸すことができるのか。
事務局	農地の集積が目的など特段の事情があれば認められると考えます。
車議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

	【議案第25号 農業経営基盤強化促進基本構想の策定に係る意見聴取について】
車議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	担当者から説明します。
藤原主事	今回、農地中間管理事業など新たな事業が実施されるようになったことに伴い、国、県の基本構想が改正となったため、町の基本構想についても改正を行うものです。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
勝部委員	団体の標記が違う表現になっているところがあるので修正をお願いします。10年の計画ということであるが、社会情勢が変わっていくなかで計画はどのように対応していくのか。
藤原主事	社会情勢が変われば今回の改正のように国の構想についても改正されると思いますので、それにあわせて県、町も改正することになると思います。
車議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
車議長	何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、10月10日(金)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

3番 影山忠嗣

4番 木村修司